

審査の結果の要旨

張 哲

本論文『日韓台における国民司法参加制度の比較法社会学研究：司法の正統化を視座として』は、日本において 2004 年に成立し 2009 年から施行されている裁判員制度（「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」）、韓国において 2007 年に成立し 2008 年から試験的に導入されている国民参与裁判制度（「国民の刑事裁判参与に関する法律」）、および台湾において立法化の動きが進められている人民観審制度という東アジアの 3 つの国・地域における刑事裁判への市民参加制度を導入する動きを比較法社会学の方法により、司法制度の正統化を分析視座として実証的に分析する研究である。

日本、韓国、及び台湾の 3 つの国・地域で、刑事司法制度への国民司法参加制度導入の動きが今世紀に入ってから盛り上がっている。しかしながら、これら 3 つの国・地域のこのような潮流を 1 つのまとまったものとして共通の分析枠組みによって比較する研究は進展していない。本論文は、(1)司法を正統化するという目的達成の立場から、日本の裁判員制度と韓国の国民参与裁判の実施状況及び台湾における国民司法参加制度の導入の行方をどのように評価するべきか、という第一の課題設定、(2)3 つの国・地域でみられる国民司法参加制度の導入の潮流において、相互に参照された事項、及び司法の正統化手段としての国民司法参加制度の特徴や限界を探求するという第二の課題設定、及び(3)国民司法参加制度の導入の潮流を東アジアを超え世界の司法への市民参加の動きの中で定位するという第三の課題設定、を行う。そして、それぞれの国・地域における法制度導入を巡る議論、制度化された後の実情を比較するための分析枠組みを構築し、その分析枠組みに基づいて 3 つの国・地域における国民司法参加制度の潮流を豊富な実証データに基づいて丹念に比較分析している。

本論文の概要を以下にまとめる。本論文は三部構成である。まず「序章」において、先行研究と問題意識、及び、研究方法、資料、用語を整理した上で、第一部「日韓台における国民司法参加制度導入の目標」、第二部「日韓台国民司法参加制度の実施状況に対する評価：司法の正統化効果をめぐって」、そして第三部「日韓台における国民司法参加制度導入の潮流の再考」という構成で論述されている。3 つの国・地方の刑事司法への国民の参加制度を統合する概念として国民司法参加制度という用語を用いる。

第一部は 5 つの章からなり、第 1 章「日韓台における国民司法参加制度導入の潮流の概観」で 3 つの国・地域における刑事裁判への国民司法参加制度の概要と、日韓での導入の際及び台湾での導入の動きにおける目的、すなわち司法の正統化について主として法文に基づいて分析する。第 2 章「裁判員制度の目標」では日本の裁判員制度の 2004 年制定、2009 年施行に至る司法改革の流れの中での議論と、成立した法制度の立法目的を詳細に検討する。日本の裁判員制度は、原則として一般市民から無作為に選ばれた 6 名の裁判員が 3 名の職業裁判官とともに、一定範囲の重大な犯罪についての公判で審理・裁判し（被告人に拒否権はない）、共同で評議・評決を行い、被告人についての有罪・無罪のみならず有罪評決の場合には刑の量定も行う。裁判員裁判の評決は職業裁判官 1 名以上を含む多数決により、裁判所の判断となる。立法の沿革と法制度の検討により、刑事司法への「理解増進・信頼向上」という司法の正統化目標を同定する。なお、司法の正統化の前提である日本国民の司法への信頼については、他の 2 つの国と地域と異なり、非常に高いとする。

第 3 章「韓国の国民参与裁判制度の目標」では、韓国における国民司法参加制度である国民参与裁判制度の目標を詳細に検討する。2007 年に成立し 2008 年から試験的に実施されている国民参与裁判制度は、米国型の陪審制の要素とドイツ型の参審制の要素を融合させたもので、原則として無作為に選ばれた国民 9 名が陪審を構成し、一定範囲の重要事件について審理・裁判し（被告人は拒否できる）、裁判官のいない評議室で有罪・無罪のみならず量刑についても評決をする（一致し

ない場合、裁判官の意見を聞いた後に多数決)、評決は裁判所を法的に拘束しない。国民参与裁判制度の制定、施行に至る韓国における司法改革の動きと、制定された制度の内容を詳細に分析し、その立法目的が、(1)司法の民主的正統化、(2)司法に対する信頼向上、および(3)刑事司法改革を促進すること、を内容とする刑事司法の正統化であるとする。司法の正統化の前提である韓国国民の司法に対する信頼は日本に比べてかなり低いとする。

第4章「台湾における国民司法参加制度導入の目標」では現在検討が進められている国民司法参加制度をめぐる議論を詳細に検討し、国民の司法への深刻な不満と不信を解消するために導入が議論されており、導入を通じて刑事司法の一層の改革を進展させることを期待し、より公開され透明な、かつ被告人の人権が保護される刑事司法を実現させることによって、司法を正統化するということが目標とされていると分析する。なお、台湾においては刑事司法をめぐるスキャンダル(幼児への性的虐待に関する判決が民衆蜂起を導いた「白バラ運動」や、国民の感覚から大きく外れた判決をする、いわゆる「恐竜法官」問題など)により司法は深刻な正統性危機にあった。陪審型、参審型、および、国民が公判を傍聴するだけに近い観審型のいずれを採用するべきかの深刻な対立が続いており、立法化のめどは立っていない(2016年に廃案)。

第5章「司法の正統化：異なる内実、共通した手段」では、日韓台における国民司法参加制度の目標である司法の正統化を比較し、その内実が異なることを明らかにしている。すなわち、同じ司法の正統化を立法目標とするが、その前提である国民の司法に対する信頼の程度が、上記のように3つの国・地域において大きく異なる。したがって、司法の正統化のための「正統性の媒介」として国民司法参加制度を導入しようとする点では同じであるが、その置かれた文脈が大きく異なると分析する。

第二部は4つの章からなり、本論文の中心となる部分である。第6章「国民司法参加制度の正統化効果を評価する指標」で日韓台の国民司法参加制度を理論的かつ統一的に評価するための理論枠組みが構築される。まず「司法」の概念は日韓台において大きな相違はないとした上で、司法の正統化を「国民(当事者とそれ以外の一般国民)による司法の承認と受容を求めること」と規定する。この意味での司法を正統化するメカニズムを理論的に構築する。そこでは国民司法参加制度は司法を正統化する「正統性の媒体(Legitimacy Mediator)」として位置づけられる。これに基づいて国民司法参加による正統化効果を計測するための観察可能な評価指標を構成する。それらは、(A)国民司法参加制度自体への当該国民の評価、(B)国民の意見の反映の程度、(C)司法への理解と信頼の回復・増進の程度、(D)「正義」をより実現した刑事司法制度改革の進行、及び(E)民主的教育効果である。これらの指標のそれぞれについて、それを具体的にどのような手法とデータで測定するかを示している。すなわち、(A)の評価のために「経験者と法曹による内部者評価」および「一般国民による外部者評価」を測定し、(B)の評価のために「国民の公判内容への理解度」、「国民の参与水準」および「国民の意見反映の『間接観察』」を測定し、(C)の評価のために「経験者による内部者評価」および「一般国民による外部者評価」を測定し、(D)の評価のために「手続的正義の深化」、「国民司法参加裁判の迅速化」および「国民司法参加の場合の実態的正義の実現」を測定し、(E)の評価のために「法的な事柄に対する効果」および「法以外の公共的事柄に対する効果」を測定するものとする。もちろん主観的な測定に頼らざるを得ない測定項目も多いが、社会調査、統計分析、面接などの多様な方法で、可能な限り間主観性を保つように研究を進めている。

第7章「裁判員制度による正統化効果の評価」では第6章で構築した指標とその測定手法を日本の裁判員制度に当てはめて分析・評価する。国民主権、国民意識の反映、そして討議民主主義の実現を中核として司法を正統化する努力として裁判員制度が導入されたとし、その実証的評価を行う。多数の関係者への面接、多様な関係統計資料などに基づく詳細な分析に基づいて、総じて、日本の裁判員制度は一定程度司法の正統化効果を発揮しており、特に裁判員経験者に対してその正統化効果は顕著に生じているとする。もちろん、問題点や改善点の指摘も忘れてはいない。

第8章「国民参与裁判制度による正統化効果の評価」では韓国の国民参与裁判制度を第6章で構築した指標とその測定手法を当てはめて分析・評価する。国民主権、国民意識の反映の実現を中核とする司法の正統化を目標として国民参与裁判制度が導入されたが、討議民主主義の実現への期待はそれほど大きくなかったとする。そして、韓国の国民参与裁判制度は比較的順調に運用されており、経験者にも良い影響や効果を及ぼしているが、法曹と一般国民には未だ十分に受容されてい

いとす。全体として、もともと大きく存在していた国民の間での司法への不信と不満を解消するには至っておらず、司法全般への確実な正統化効果はまだ十分に生じていないとする。

第9章「台湾における国民司法参加制度の導入の在り方」では、台湾が直面している司法の深刻な正統性危機の克服のために導入が検討されている国民司法参加制度について、第6章で構築した指標とその測定手法を用いて分析する。ただし、台湾では制度が未だ導入されていないために、一部の指標は適用していないが、高雄地裁で参審制と陪審制を比較検討する設計で実施された模擬裁判や司法員の意識調査等、各種データを紹介し、それらを二次分析している。

第三部では、日韓台における国民司法参加制度導入の潮流を世界の中に位置づける。第10章「日韓台における国民司法参加の潮流の特徴と限界」では、国民司法参加制度について3つの国・地域におけるお互いの学び合いが実践されていることを指摘した上で、国民司法参加制度導入への動きを比較し、共通項をくりだすとともに、限界を指摘する。共通項としては、第一に、刑事司法制度が抱える問題点を解決するためのものとして、国民司法参加制度の導入が位置づけられていることが挙げられる。第二の共通項としては、米英の陪審制度と比べ、裁判官の役割・位置づけが大きいこと、すなわち裁判官中心とも言える国民司法参加制度として構築されていることが挙げられるとする。

第11章「世界から見た国民司法参加制度導入の潮流」では主要各国における国民司法参加制度の導入を概観し、自国の実情に基づいてユニークかつ最適の国民司法参加制度を導入しようとする日韓台の動きを第4の波として位置づける。すなわち、Valerie Hans にならって、米英のコモン・ローの伝統の中の陪審制と、ヨーロッパの大陸法の伝統の中の参審制を2つの大きな「波」と位置づける。そして、時系列として、第1の波を陪審制の流行、第2の波を陪審制度の廃止と参審制への移行、第3の波を国民司法参加制度（主に陪審制）の復活と位置づけ、日韓台の新たな司法参加制度の導入への動きを第4の波と位置づけている。

終章「結びに代えて」で本論文の全体を総括して終わる。

以上が本論文の要旨である。本論文の長所として、第一に、一貫した理論的枠組と指標を構築して、日韓台の3つの国・地域における国民司法参加制度を、統一的に比較分析した、先例のほとんど見られない優れた理論的・実証的研究であることが挙げられる。「正統化の媒体」として国民司法参加制度を位置づけ、それが司法を正統化するメカニズムを理論的に構築するとともに、それらを観察可能な評価指標として操作化し、それら観察可能な評価指標を用いて日韓台の国民司法参加制度について実証的具体的に検討し、説得力のある結論を導いていることが本論文の学界に対する最大の貢献である。

第二に、それぞれの国・地域における調査研究データとその分析結果を渉猟し、活用しており、優れた二次分析の試みともなっている点も長所である。しかも、各国・地域の関係者や実務家、研究者への面接調査という質的研究によって、二次分析結果の解釈に深みと説得力を付加していることも指摘しておくべき貢献である。さらに、30万字を超える本論文において、日韓台それぞれの制度の特徴や要点に加えて、それぞれの国・地域における導入の背景、経緯、および狙いを丹念に調査し、詳細に描き、そして表を用いて分かりやすく説明することも本論文の長所である。

第三に、南北アメリカ、アジア、ヨーロッパ、オセアニア、アフリカの各国の国民司法参加制度を整理して、日本、韓国、台湾における国民司法参加制度の流れを位置づけることができていることも長所である。欧米の陪審制や参審制はもちろん、アルゼンチン、ブラジル、南アフリカ、ロシア等世界の中の国民司法参加制度の潮流が一望でき、今後の研究の羅針盤となると期待される。

しかしながら、本論文にも足りないところはないわけではない。まず、望蜀ではあるが、日韓台に加えて中華人民共和国の動きも比較できていれば東アジア全体における国民司法参加制度の研究として画期的なものとなっていたであろう。とはいえ、中国はその政治体制が民主主義の日韓台とは異なり、司法制度の政治的意味合いが異なるゆえに、国民主権と民主主義を重視する司法の正統化の理論枠組みで統一的に比較するため、比較対象を日韓台に絞ったことは、理解できる研究戦略であったと言えよう。第二に、使用したデータの多くが各国・地域に既存のデータであり、オリ

ジナルな調査統計データがそれほど多くない点も物足りない感がある。但し、多くの関係者への面接調査という質的研究の成果が、二次データの分析と解釈において活用されている。実際、本論文が重視するのは、研究資料自体の新規性以上に、既存の各国・地域のデータを分析する際の視角の新規性である。以上のように、若干の足りないところがあるにしても、それらは本論文の価値を損なうようなものではない。

以上から、本論文は、その筆者が自立した研究者としての高度な研究能力を有することを示すものであることはもとより、学界の発展に大きく貢献する特に優秀な論文であり、本論文は博士（法学）の学位を授与するにふさわしいと判定する。